

## 帯山西スポーツクラブ連絡協議会 規約

第1条 本会は、帯山西スポーツクラブ連絡協議会と称する。

(目的)

第2条 帯山西小学校で活動する各クラブの相互間等の連携により、児童の心身の健全な発達をめざし、スポーツを通して、豊かな人間性の育成に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

各クラブの規約や運営要項の確認、施設の利用、利用時間の調整、各クラブの運営上の相談等を行い、各クラブの振興・育成・連携を図る。

(会員)

第4条 本会の会員は、帯山西スポーツクラブの各クラブ指導者(野球、サッカー、バスケット、バドミントン、バレー、ドッジボール)、各クラブの保護者会長、帯山西校区体育協会、帯山西小学校PTA代表、帯山西小学校代表者によって組織する。

(役員)

第5条 本会には会長1名、副会長1名をおく。

(役員任期)

第6条 役員任期は1年とする。

(役員任務)

第7条 会長は本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は会長を補佐し、会長不在時にその職務を代行する。

3 その他必要に応じて役員を置く。

(役員選出)

第8条 会長及び副会長は、会員の中から選出する。ただし帯山西小学校代表は選出されない。役員選出は第2回の連絡協議会で行う。

(開催)

第9条 協議会開催は年2回(6月と2月)とする。

2 必要に応じて臨時に行うことができる。

3 会長が招集し、その議長を行う。

4 会では次のことを行う。

(1) 各クラブの振興・育成・連携を図ることについての協議

(2) 各クラブの活動についての情報発信

(3) 各クラブの運営上の相談

(4) 施設の利用、利用時間等の調整

(5) その他、本会目的を達成するために必要な事業

(事務局)

第10条 本会の事務局は帯山西小学校が代行する。

(附則)

第11条 この会則は平成31年2月19日に施行する。